



## パネル討論②

「みなし輸出管理の明確化を運用して  
みでの課題」

## プログラム

- 「みなし輸出管理の運用明確化に関するよくあるご質問について」

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

課長補佐 沼田 裕璃

- 事例紹介

佐野 恵利子（中央大学）

高橋 真一（芝浦工業大学）

初 春（九州大学）

- パネルディスカッション

モデレーター

佐々木 雅英（広島大学）

パネリスト

佐野 恵利子（中央大学）、高橋 真一（芝浦工業大学）、初 春（九州大学）

コメンテーター

蔭山 有生（KDDI）、山越 祥子（筑波大学）、沼田 裕璃（経済産業省）

# パネルディスカッションのテーマ

## 内部での課題

1. 研究者・留学生受入時の特定類型該当性確認について（初級）
2. 特定類型該当者情報の管理について（中級）
3. 特定類型該当者へ技術提供する際の対応について（中級）

## 外部からの影響

4. 共同研究契約に関する課題（中級）

## 1. 研究者・留学生受入時の特定類型該当性確認について（初級）

### 課題1-1

留学生等、本学と指揮命令下でない者の特定類型該当性について通常取得すべき書類で特定類型に該当しないことが判明したので安心していきます。このまま卒業・退職まで何もしなくていいですよ？



## 1. 研究者・留学生受入時の特定類型該当性確認について（初級）

### 課題1-2

JICA留学生（JDS）ですが、日本政府の奨学金のため特定類型②でない、と安心していても実は外国政府関係者が雇用を継続したまま来学するケースも多く、特定類型①に該当することがあります。

取得する書類等からチェックされていますか？



## 1. 研究者・留学生受入時の特定類型該当性確認について（初級）

### 課題1-3

特定類型該当性についての誓約書を研究者等に記入していただく際、研究者がみなし輸出管理の運用明確化を正しく理解しているか心配です。実際に自身の特定類型該当性について間違っってチェックを入れている場合もあります。他大学ではどのように説明しているでしょうか。工夫等あれば教えて下さい。



## 2. 特定類型該当者情報の管理について(中級)

### 課題2-1

学内で特定類型該当性の情報を集めました。  
情報管理はどここの部署が行っていますか？  
また集めた情報はどこまで共有すべきでしょうか？



### 3. 特定類型該当者へ技術提供する際の対応について（中級）

#### 課題3-1

教授が特定類型該当の場合、技術情報管理の責任者についてどう考えたらよいのでしょうか？

研究科長や学部長クラスが特定類型該当の場合、誰を責任者として技術情報管理をしたらよいのでしょうか？





### 3. 特定類型該当者へ技術提供する際の対応について（中級）

#### 課題3-2

学内で大学主催の非公開の学位論文発表会において、どのように安全保障輸出管理を行っているでしょうか。



### 3. 特定類型該当者へ技術提供する際の対応について（中級）

○セミナーや講演会、展示会で、

①発表される内容がリスト規制、キャッチオール規制、例外規定に該当しないか

②参加者の所属する機関の国・地域等、来日後の経過期間や特定類型該当性を確認するなど、事前の許可の要否を検討する必要があります。

○不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術情報でなければ、例外規定を適用できません。

○参加者に守秘義務を課して発表を行う場合等、すべての技術を公知とするための技術提供ではない場合は、例外規定の適用対象外です。

（経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」）

## 4. 共同研究契約に関する課題（中級）

### 課題4-1

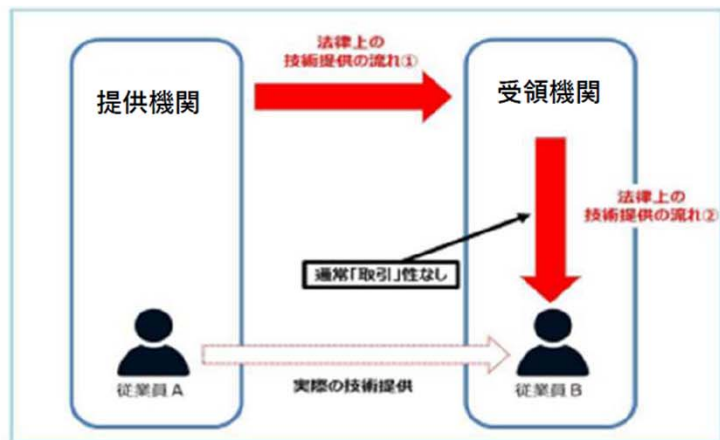
外部機関との共同研究等、連携時に特定類型に関して契約書等の記載の変更等新たな要求がありました。

どう対応したらよいでしょうか。

大学としては、企業側から大学と雇用関係のない学生に直接技術提供しない限り、企業側の責任が問われることはないと思うのですが....。



## 補足) 外部機関との連携に係るみなし輸出管理の法的整理 技術提供機関⇒受領機関の従業員の場合



国内における居住者(法人)同士の取引として、基本は規制対象外

提供機関側: 法的に確認義務はないが、受領機関が法令遵守を徹底していない場合はレピュテーションリスクあり。

受領機関側: 期間内の技術提供について、従業員が共同研究契約書等に名前が入っている場合等、一部のケースで法的に確認義務があり。

### 技術提供機関側から実際にあった要請



A社

弊社との共同研究参加者は特定類型確認や必要手続きが済んでいるか確認したい

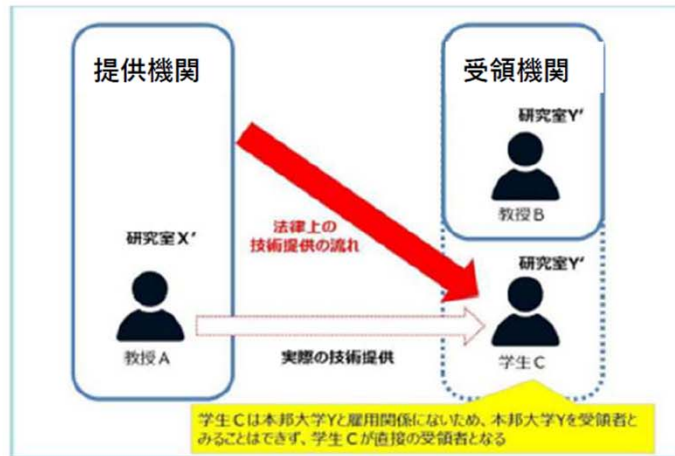


B社

研究に関与する者の中に、特定類型該当者がいないことを表明し、保証してほしい

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用) 第四版P40-41 参考  
[t07sonota\\_jishukanri03.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/sonota_jishukanri03.pdf)

## 補足) 外部機関との連携に係るみなし輸出管理の法的整理 技術提供機関⇒受領機関の学生の場合



学生は法人と一体としてみなすことはできない。

**提供機関側:** 法的に確認義務がある。ただし、商習慣上取得する契約書等から特定類型該当性が明らかでない場合は特定類型非該当として扱ってよい。

**受領機関側:** 法的に確認義務はない。ただし、学生が大学としては監督義務があり、学生が違反行為を行った場合は大学として責任を問われるレピュテーションリスクがある。

### 技術提供機関側から実際にあつた要請



A 研究機関

研究に関与する者の中に学生がいる場合には、許可申請のために該当者に関する情報を提供してほしい



B 社

研究に関与する者の中に、特定類型該当者がいないことを表明し、保証してほしい

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版P40-41参考  
[t07sonota\\_jishukanri03.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/sonota_jishukanri03.pdf)

## 4. 共同研究契約に関する課題（中級）

その他企業から要求された契約内容の例

- ・共同研究メンバーに非居住者・特定類型該当者を入れないことを契約書に明記されました。
- ・共同研究期間中にメンバーが特定類型該当者になった時点で契約を解除することを契約書に明記されました。この場合、大学は研究開始時に遡って全額の研究費を返還することになります。
- ・共同研究期間中にメンバーが特定類型該当者になった時点で契約を解約することを契約書に明記されました。この場合、大学は解約時以降の一部の研究費を返還することになります。
- ・契約書に共同研究メンバーの名簿が元からありましたが、特定類型該当性と居所の欄が追加されました。
- ・経済産業大臣の許可例外になる場合（公知・基礎科学・ODA）でも特定類型に該当する以上、共同研究のメンバーに入れてはいけないことを契約書に明記されました。  
非居住者と特定類型該当者の徹底排除という企業側の強い意思のようなものを感じます。
- ・学生が企業等のインターンシップに参加する際の応募書類に特定類型該当性についての誓約書が入っていることがありました。



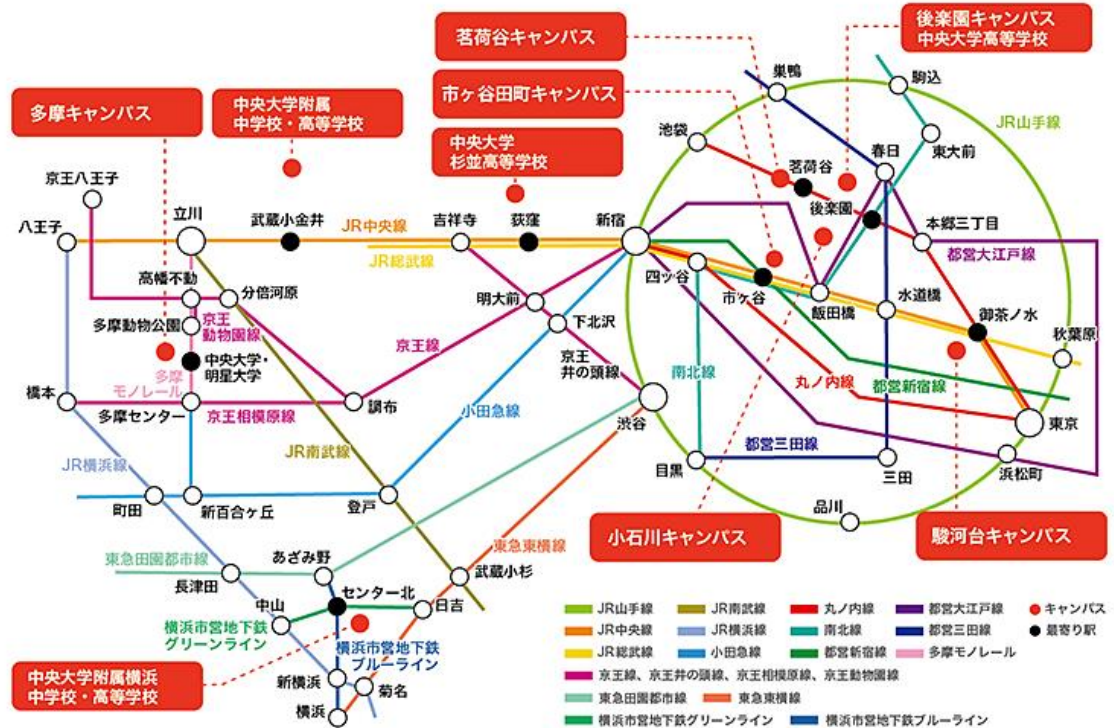
多摩キャンパス内テミス像

# 中央大学 「みなし輸出」管理の明確化を運用してみたの課題 - 人文・社会科学系の教員・研究者比が高い機関での取組み事例と課題 -

中央大学 研究推進支援本部  
佐野 恵利子

# 中央大学とは 1

- 8学部、大学院7研究科、専門職大学院2研究科等を擁し、東京に6キャンパスを有す、**私立の総合大学**である。
- 1885(明治18)年の創設以来、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神は、多様な学問研究と幅広い実践的な教育を通して、現在、「行動する知性。－ Knowledge into Action －」を育むというユニバーシティ・メッセージとして受け継がれている。





# 中央大学とは 2

- 人文・社会科学系の教員：自然科学系の教員=4:1と、**人文・社会科学系の比率が高い。**
- 学部生が多く教育に重心があるが、**研究大学を志向し国際化にも熱心**である。
- 研究力を測る指標、科学研究費の採択件数と額、論文数、民間との共同・受託研究受入額が伸びている。

学部	法学部 経済学部 商学部 文学部 理工学部 総合政策学部 国際経営学部 国際情報学部
教員(本務者)	764
学部生	26,113
院生	1,619
外国人留学生	815



大学の使命である、教育・研究・社会貢献活動を進めている以上、輸出管理の体制整備は必須なもの(コンプライアンス遵守)

平成18年3月「大学等における輸出管理の強化について」より抜粋  
『… [先進的な研究開発を行う大学や公的研究機関](#)におきましても、実効的な輸出管理が行われる必要が、…』

# 中央大学 安全保障輸出管理の取組み 1

- 取組みの歴史は古く、平成19年から理工学部で開始されていた。先進機関として、取組事例の紹介記事も散見される。
- 理工学部中心の管理体制の時代から約10年の時を経て、令和4年度より全学体制整備をすすめている。
- 専従の専門員はおらず、兼務しながらこのことにあたっている者が2名(0.3人/日)である。

- 大学の全体：学生+教員・研究者+職員の和としてそれなり規模だが、自然科学系が占める比率は低い  
→総和として、輸出管理は、他人ごとという雰囲気がなくもない
- 概して、「教育＞研究」
- 専門員が専従できない環境



## ♡効率よく行う(先手を打つ)

はじめに情報収集(特定類型・機微情報保有)・輸管委員会活動方針の策定と了承

## ♡まねる・まなぶ → 取捨選択(それ、中央大学になじむ? 必要?)

他校ヒアリング、輸管NWやEFAへの参加、定例/週で先進事例を共有、STC Advanced取得

# 中央大学 安全保障輸出管理の取組み 2

- 活動方針を策定し、了承を頂く。
- 特定類型の調査・誓約書提出は、2022年春から、**在籍者含めて実施**している。

Q&A※ Q1のAによれば、「令和4年4月から雇用される従業員については、本明確化時点で、既に雇用されている従業員と扱っていただいて構いません。すなわち、当該従業員からの誓約書の取得は必要ありません。令和4年4月入学の学生についても、外為法上、本明確化の適用日までには特定類型該当性確認は必要ありませんが、本明確化後に技術を提供する場合には、特定類型該当性の確認を行っていただく必要があります。

- 自然科学系には「機微情報保有・海外との交流状況調査」を、**人文・社会科学系には「自己申告」の提出(事前確認シートの提出は不要)**を求める。

中央大学  
安全保障輸出管理に関する活動方針

2022年度-2024年度

2022年8月24日  
安全保障輸出管理委員会

様式 9-1  
外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

輸出管理統括責任者 殿

年 月 日

所属学部等

氏名

私は、中央大学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引または行為について」(平成4年12月21日付4貿易第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①または②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、中央大学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①または②に該当するかどうかについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

以下の①に該当します。

以下の②に該当します。

以下の①及び②に該当します。

以下のいずれにも該当しないことを確認しました。なお、状況に変化が生じた場合には、すみやかに報告いたします。

(上記の1~4のいずれかを選択してください。)

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)(または外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政庁その他の政治団体(以下「外国政府等」という。))との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等に對する指揮命令に服するまたは当該外国法人等若しくは当該外国政府等に對する善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服するまたは当該本邦法人に對して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人または当該者が、当該外国法人等または当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令または当該本邦法人に對して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令または当該外国法人等若しくは当該外国政府等に對して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合。

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服するまたは当該本邦法人に對して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等または当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ

海外との研究交流等に関する調査 ご協力をお願い

輸出管理委員会

安全保障貿易の観点で、大学に対し、海外との研究交流状況等の概要把握が求められています。また、教職員個人のみならず、法的責任は法人が負うというリスクを

中央大学 専任教員  
研究開発機構 専任研究員 各位

輸出管理

海外との研究交流等に関する調査等のご協力をお願い

安全保障輸出管理の観点から、大学には、外国との研究交流が  
れています。また、教職員個人のみならず、法的責任は法人が負うというリスクを  
クマネジメント体制の構築が求められています。

輸出管理委員会では、このような「大学における  
として、2022年度中に理工学部専任教員と研究  
研究交流等(機微情報等の保持)に関する調査  
ります。さらに、委員会では、この調査  
科学系かつ非実験系の教員研究者  
との研究交流等に関する調査  
合には、本学が定めた安全  
啓発セミナーなどの  
書」の作成提出  
出管理統括事務

20

# 中央大学 「みなし輸出」管理の明確化後の課題など

## ○現状

- 2022年春より、雇用契約がある者には誓約書の提出を、学生は提出書類での確認を行っている(現時点では在籍されていない)。
- みなし輸出に限らず、大学全体に、輸出管理の必要性・重要性が「深く」認識されているとはいいがたい。
- 「教育・研究・社会貢献活動を守るための大学での輸出管理」を「どこまでやるの?」が見えにくい。特に、入国する留学生に関しては、国と大学で分担し合うこともあり得るのではないか。

## ○課題

- ☞ 対象(教員・研究者、学生、職員等)ごとに**継続的啓発活動**
- ☞ 同じような組織構造の機関との課題共有と**協働の可能性の検討**

★ 活動において、「大学の研究と教育を守るための、大学での輸出管理」の姿勢を見失わないこと。

# 「みなし輸出」管理の明確化後 共通質問の回答

- 研究者・留学生受入時の特定類型該当性確認について  
→雇用契約がある者には誓約書を、ない者には履歴書などで確認する運用ルールを施行中。1次は学部等事務、2次は輸管委員会事務局で必要に応じヒアリングを実施。
- 特定類型該当者情報の管理について  
→輸出管理委員会と所属学部長で管理する運用ルール。
- 特定類型該当者へ技術提供する際の対応について  
→該当者を学内発表会等でどう扱うかの帳票は整えている。  
特定類型と機微情報保有(自己申告含む)の初期的クロスチェックで濃淡管理している。
- 共同研究契約に関する課題  
→ひな形に安全保障輸出管理の文言は入れている。企業から特定類型該当に関する特別な問合せはこれまでに1件あったのみである。

\*安全保障輸出管理上、注意が必要な技術分野や実験等装置を持たず、かつ、グループA以外の国と交流をされていない(計画を含む)方が、と約半数であった。  
→変更がない限り、渡航や海外共研時に詳細を求めないでよいと思える群⑦

\*注意が必要な技術分野や実験装置はあるが、グループA以外の国と国際交流をされていない(計画を含む)方が、であった。  
→グループA以外の海外交流が発生する際に注意が必要になる群④

\*注意が必要な技術分野や実験装置があり、グループA以外の国際交流がある(計画を含む)方が、であった。  
→技術分野と交流機関との関係に注意し、群④より注意が必要な群⑤

	理工学部
提出	
該当なし	
機微情報はあるがグループA以外と国際交流なし	
機微情報ありかつグループA以外と国際交流あり	

他機関の手法や情報収集に心がけております。  
今後ともよろしくおねがいいたします。



中央大学公式キャラクター「チュー王子」

